

最終改正:

改正内容:令和5年3月27日規則第10号〔令和5年4月1日〕

○三次市個人情報の保護に関する法律施行細則

令和5年3月27日規則第10号

三次市個人情報の保護に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び三次市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年三次市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語は、法、政令及び条例において使用する用語の例によるものとする。

（個人情報ファイル簿の作成等）

第3条 実施機関は、個人情報ファイル（法第75条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（様式第1号）を作成し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理したときは、その届出に係る個人情報ファイル簿を確定し、これを公表しなければならない。

（開示請求の様式）

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）のとおりとする。

（開示決定通知書等に係る様式）

第5条 法第82条第1項に規定する書面は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）のとおりとする。

2 法第82条第2項に規定する書面は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）のとおりとする。

（開示決定等の期限の延長等に係る様式）

第6条 法第83条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）のとおりとする。

2 法第84条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）のとおりとする。

（事案の移送等に係る様式）

第7条 法第85条第1項に規定する事案の移送については、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第85条第1項後段に規定する書面は、開示請求事案移送通知書（様式第8号）のとおりとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る様式）

第8条 法第86条第1項に規定する通知は、第三者意見照会書（様式第9号）のとおりとする。

2 法第86条第2項に規定する通知は、第三者意見照会書（様式第10号）のとおりとする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、第三者開示決定等意見書（様式第11号）のとおりとする。

4 法第86条第3項後段に規定する書面は、反対意見書提出者への通知書（様式第12号）のとおりとする。

（訂正請求の手続等に係る様式）

第9条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）のとおりとする。

2 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第14号）のとおりとする。

3 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第15号）のとおりとする。

4 法第94条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第16号）のとおりとする。

5 法第95条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第17号）のとおりとする。

6 法第96条第1項に規定する事案の移送については、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（様式第18号）により行うものとする。

7 法第96条第1項後段に規定する書面は、訂正請求事案移送通知書（様式第19号）のとおりとする。

8 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（様式第20号）のとおりとする。

（利用停止請求の手続等に係る様式）

第10条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）のとおりとする。

2 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第22号）のとおりとする。

3 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第23号）のとおりとする。

4 法第102条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第24号）のとおりとする。

5 法第103条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第25号）のとおりとする。

（委任状の様式）

第11条 保有個人情報に係る開示請求、訂正請求及び利用停止請求に用いる委任状の様式は、委任状（様式第26号）又はこの様式に準じた書面とする。

（審査請求の手続）

第12条 実施機関は、法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求を条例第5条に規定する三次市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しようとするときは、諮問書（様式第27号）により行うものとする。

- 2 実施機関は、前項の規定により審査会に諮問した場合は、個人情報保護審査会諮問通知書(様式第28号)により、法第105条第2項各号に掲げる者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、審査請求について審査会から答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに裁決を行い、当該審査請求をした者に対し、裁決書(様式第29号)により通知するものとする。
(法第129条の規定による諮問)

第13条 実施機関は、審査会に法第129条の規定による諮問をしようとするときは、書面により行うものとする。
(審査会の会長及び副会長)

第14条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
(審査会の会議)

第15条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
(審査会の庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。
(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(三次市個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 三次市個人情報保護条例施行規則(平成18年三次市規則第17号)は、廃止する。

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		

ア 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証
☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
☐ その他（ ）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
（ア） 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
☐ 任意代理人委任者
（ふりがな）
（イ） 本人の氏名 _____
（ウ） 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ ）

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等
(2) 市役所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所：
(3) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合
(4) 写し及び送付に要する費用

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報
情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定によ
り、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定
があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすること
ができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定が
あった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島
地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日
から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起するこ
とができなくなります。）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

三次第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線:)
電 話:
FAX:
e-mail:

三次第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
（担当者名）（内線： ）
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関) 印

開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

(第三者利害関係人) 様

(実施機関) 印

第三者意見照会書

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第86条第1項の規定に基づき，ご意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは，同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	三次市〇〇部〇〇課〇〇係 （担当者名）（内線： ） 電 話： F A X： e-mail：
意見書の提出期限	年 月 日

(第三者利害関係人) 様

(実施機関) 印

第三者意見照会書

（あなた，貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり，当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため，同法第86条第2項の規定に基づき，ご意見を伺うこととしました。

つきましては，お手数ですが，当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは，同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお，提出期限までに意見書の提出がない場合には，特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第1号， ☐ 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた，貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	三次市〇〇部〇〇課〇〇係 (担当者名) (内線：) 電 話： F A X： e-mail：
意見書の提出期限	年 月 日

第三者開示決定等意見書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連 絡 先	

三次第 号
年 月 日

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関) 印

反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

三次第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正しない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により，次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関) 印

訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(他の行政機関の長等) 様

(実施機関) 印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の行政機関の長等) に提供している次の保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので，同法第97条の規定により，通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名，住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関) 様

(ふりがな)
氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、
次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 法第98条第1項第1号該当 → ☐ 利用の停止, ☐ 消去 ☐ 法第98条第1項第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ _____ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ _____ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ _____ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 ☐ 委任状 ☐ その他（ _____ ）

三次第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、（ ）に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6箇月以内に、（ ）を被告として、広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

三次第 号
年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関) 印

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

委 任 状

(代理人) 住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、次の事項を委任します。

- 1 ・・・を行う権限
- 2 ・・・を行う権限
- 3 ・・・を行う権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

三次第 号

年 月 日

三次市個人情報保護審査会 御中

(実施機関) 

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条の規定に基づく開示決定等（第93条の規定に基づく訂正決定等・第101条の規定に基づく利用停止決定等）について（に係る不作為について），別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第1項の規定により諮問します。

(別紙1) 開示決定等

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定 等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 (該当不開示条項) ☐ 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付, 記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定通知書 (写し) 又は保有個人情報の 開示をしない旨の決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 実施機関担当課, 担当者 名, 電話番号, F A X 番 号, メールアドレス, 住 所等	

(別紙2) 訂正決定等

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定 等 (訂正決定等の種類) ☐ 訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付, 記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書 (写し) ② 保有個人情報訂正決定通知書 (写し) 又は保有個人情報の 訂正をしない旨の決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 実施機関担当課, 担当者 名, 電話番号, F A X 番 号, メールアドレス, 住 所等	

(別紙3) 利用停止決定等

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付, 記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書 (写し) ② 保有個人情報利用停止決定通知書 (写し) 又は保有個人情報 の利用停止をしない旨の決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 実施機関担当課, 担当者 名, 電話番号, F A X 番 号, メールアドレス, 住 所等	

(別紙４) 開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為

1 開示請求[訂正請求, 利用停止請求]に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求, 利用停止請求]	(1) 開示請求[訂正請求, 利用停止請求]の日付, 受付番号等 (2) 開示請求[訂正請求, 利用停止請求]の宛先
3 補正に要した日数, 開示決定等[訂正決定等, 利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書[訂正請求書, 利用停止請求書] (写し) ② 審査請求書 (写し) ③ 理由説明書 ④ その他参考資料
8 実施機関担当課, 担当者名, 電話番号, F A X 番号, メールアドレス, 住所等	

三次第 号
年 月 日

(審査請求人等) 様

(実施機関) 印

個人情報保護審査会諮問通知書

年 月 日付けの（実施機関）に対する審査請求について、次のとおり三次市個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等，利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
F A X：
e-mail：

裁 決 書

三 次 第 号
年 月 日

様

(実施機関) 印

年 月 日付けの審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第44条及び第50条第1項の規定により、次のとおり裁決しましたので通知します。

請求に係る保有個人情報内容	
審 査 請 求 の 内 容	
裁 決 の 内 容	
裁 決 の 理 由	
備 考	
この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)	

<本件連絡先>
三次市〇〇部〇〇課〇〇係
(担当者名) (内線：)
電 話：
FAX：
e-mail：